



るだけ抑えてまいりたい、これは間違いないと思う。したがって、今度の新規のいわゆる第六次新雇用基本計画、これは六十三年度から六十七年までの計画でございますが、この水準をどの程度の目安に考へておられるかという点をお伺いいたしたいと思います。

○政府委員(岡部晃三君) 雇用失業情勢の見通し、これは第六次の雇用対策基本計画にも掲げる予定でございますが、これにつきましては、現在、雇用審議会において慎重検討中でござります。

いざれにいたしましても、これは国の新経済計画と整合性を持つた数字として検討が進められるであろうというふうに予想されるところでござります。

なお、年次計画的には、昭和六十三年一・七%という数字があるわけでございます。

○対馬孝且君 そこで、なぜこれを言うかといいますと、これからいわゆる構造不況あるいは貿易摩擦、国際的な関係から判断をして、四%水準に達するのではないかという懸念を昨年実は通産省が発表いたしました。御存じのとおりだと思います。

そこでお伺いしたいのは、この新雇用基本計画の内容について、当初第五次計画で二%ですからやつぱりそこらあたり、局長は二・七%ぐらいと言ふことはそれはそれなりのことはあると思いますが、それを達成するための裏打ちの政策が必要ではないか私は思っています。

それに対して私が、今新計画の中を検討してみますと、六十五歳以上定年延長、精神薄弱者の雇用義務づけ、育児休業制度の法制化を提案しているわけであります。時間が短縮あるいは週休二日制、こういうものはもちろん運動して総合的に政策的に遂行されなきやなりませんけれども、そういう面を含めてどういう検討をされているのか。

また、ここらあたりにメスを入れて、これから第六次の雇用基本計画の目的の一つにやつぱり位置づけるべきではないか。この点どういうふう

にお考へになつてますか。

○政府委員(佐藤仁彦君) ただいま対馬委員御指摘のように、今後の五年間の雇用情勢を考え、その中の雇用対策を考へてまいります場合、高齢者の雇用の安定の問題、それから精神薄弱者などハンドキャップ層に対する雇用対策の充実、また職場進出が進んでおります女性の雇用安定の問題、こうしたことが重要な柱になると認識いたしております。

このため、現在、ただいま職業安定局長が申し上げましたように、労使も入っております雇用審議会の場におきまして、どういう対策が実効あるか、この五年間を展望してどういう方向で考へておられます。

○対馬孝且君 そういう認識はまことにおりだ、私の認識と同じだということですから、それであれば、今言つた高齢者の雇用対策、精神薄弱者あるいはこういった方々の雇用の拡大というの非常に重要な問題になつてきている、そこをしかとひとつ受けとめてもらいたい。もちろん時間短縮あるいは週休二日制という雇用拡大の道はありますけれども、

そこで大臣、ひとつ私はこの機会に提起をしたいくらいです。

後でもこれは申し上げたいと思つていますが、全般的に雇用の流れを見ますと、端的に申しますけれども、これはます職安局長にお伺いしますが、北海道、福岡県の求人倍率、これは非常に低くなっている。これは大臣も御存じのとおり、私もさくらん造船あるいは北洋漁業それから國鉄の清算事業団に入っている方々を含めて、こういう規模の職業と情報が一元化するセンターの役割、これがないと雇用のミスマッチ現象を含めてなかなか前進していかないんじゃないかといふふうに私は考へております。通産省は炭鉱離職者リクルートセンターを出しましたけれども、この際、ひとつそういう対策をいま一段階思い切つて考へていただきたいということを当委員会でひとつ提案しておきたいと思うんです。

これに対する大臣の受けとめなりあるいはまた局長の考え方なり、この機会にはつきりした態度をお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(岡部晃三君) 御指摘のとおり、北海道、九州は非常に厳しい雇用失業情勢にござります。失業の果になつてゐると言つても過言ではないでございます。

いは九州、福岡なら福岡県規模の全体が失業多発地帯、これは全部給ぐるみだと。そういうものに對する人材雇用開発あるいは人材の登用、つまりリクルートセンター構想というのを私はかねて提起をいたしました。それに対し田村通産大臣は、全くごもつともな提案だ、ひとつ積極的に取り組んでまいりたいということでした。きょうは通産省も来ておりますが、私の構想とはちょっと違うだけでも炭鉱離職者だけのリクルートセンター構想が出てまいりました。これは、私も後で質問しますけれども、前進として評価をして受けとめたいと思っているわけです。

そこで、今言つたことなんですかけれども、私はいかべきか、そういう点につきまして詰めた議論をいただいているところでございます。

○対馬孝且君 そういう認識はまことにおりだ、私の認識と同じだということですから、それであれば、今言つた高齢者の雇用対策、精神薄弱者あるいはこういった方々の雇用の拡大というの非常に重要な問題になつてきている、そこをしかとひとつ受けとめてもらいたい。もちろん時間短縮あるいは週休二日制という雇用拡大の道はありますけれども、

そこで、私が言いたいのは、北海道規模のリクルートセンターを、単に炭鉱だけではなくて今言つた鉄鋼、もちろん造船あるいは北洋漁業それから國鉄の清算事業団に入っている方々を含めて、こういう規模の職業と情報が一元化するセンターの役割、これがないと雇用のミスマッチ現象を含めてなかなか前進していかないんじゃないかといふふうに私は考へております。通産省は炭鉱離職者リクルートセンターを出しましたけれども、この際、ひとつそういう対策をいま一段階思い切つて考へていただきたいということを当委員会でひとつ提案しておきたいと思うんです。

○対馬孝且君 大臣の答弁の前に、高原産炭地域振興課長、この前私が提案をいたしましてこのほど通産省がまとめました、つまり略称炭鉱離職者人材活用センターの強化について、構想のポイントだけちょっと説明してください。その後に大臣がリクルートのことについて答えてください。

○説明員(高原弘栄君) お答え申し上げます。

第八次石炭政策のもとで炭鉱の閉山、大幅減産に伴いまして多数の離職者が発生しているわけでございますが、これらの離職者の再就職を促進するためには、炭鉱離職者の人材活用に関しまして

きめ細かな対策を私どもとしても実施していく必要があると考えております。

このために、今先生お尋ねの人材活用に関しましては新機関いたしまして財團法人北海道地域総合振興機構、これはまだ仮称でございますが、産業部の中に人材活用対策室を設置すべく現在労働省等々関係者と最終調整中でございます。

この人材活用対策室の母体となります北海道地域総合振興機構につきましては、現在、札幌通産局、北海道開発局、北海道が設立を積極的に推進中でございまして、五月中にも設立予定でございます。また、これと同時に人材活用対策室も発足を予定しております。

今お尋ねの人材活用対策室及びこれに附置されます炭鉱離職者援護相談員の主な事業内容といたしましては、通産省の所管いたします企業あるいは団体の立地動向につきまして、あるいは新企業の創設等に関する最新の情報、労働者の有しております雇用動向に関する最新の情報等を集約いたしまして、これらを職業訓練機関におきます職業訓練の実施に際して十分活用していくということを考えております。

また、同機関におきまして今後必要な調査研究課題等、例えば昨今非常に関心が高まっております地下空間の利用、これらにつきましては、炭鉱離職者が持っております技能を活用する場としてふさわしいところもござりますので、そういうものにつきましての可能性、こういうものを研究してまいりたいと思いますが、いずれにいたしましても、既存の機関の役割とそこを来さないようにもう一度調整をとりながら本人材活用対策室が所期の役割を果たせるよう私どもとしても最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 今お聞きのとおりで、私は、公共職業安定所なりあるいは労働省サイドがやっておることは承知しております。

ただ、問題は、職業訓練は訓練、情報は情報といふこと、どういうサイドが今問題になつておるんであります。問題は、これが情報と訓練が一致することに

よつて総合的なセンターになることにおいて、これは具体的に言つた方がわかりやすいと思うんです。

炭鉱の例えれば採炭夫であれば、今、問題は建設技術屋が足りないわけだ。あるいは地下の隧道工事のそういうエンジニアとして、かつて採炭の経験者に一定の訓練をすれば、そこで一定の技能者になるわけです。それを、訓練は経たけれども情報がどこにあるかわからない。例えば、現実に、滝川ダムというのが北海道の総合開発の中にありました。そこで技術屋が三十人欲しいのだといつたって、そういうものがないからこれはなかなかうまくいっていない、雇用対策の道が開かれないという現象があるんです。

だから、私がかねて一貫してしゃべっているのは、北海道なら北海道、福岡なら福岡、そういう丸ぐるみ失業多発地帯の道県に対してはそういう規模の職業と情報が一元化した指導センターというものが需要だ、その役割として私がつまりクリートセンター構想というものを提起をして、通産省がとりあえず炭鉱離職者のそれに踏み切つた、こういう経緯でございます。

私の発想は、炭鉱離職者だけを言っておるのでなくして、全体の不況業種を基本にした総合指導センターというのが必要ではないか、こういう考えでございますので、ひとつ大臣のお考えを伺います。

○国務大臣(中村太郎君) 対馬委員のかねてから

の構想でございまして、私どもは、その構想につきましては全面的に賛意を表しておるわけでござります。

私は、炭鉱離職者だけを來說つておるのでなくして、全体の不況業種を基本にした総合指導セ

ンターといふのが必要ではないか、こういう考

えでございますので、ひとつ大臣のお考えを伺

望ましい姿だと私も思います。

したがいまして、労働省としましては、とりあえずただいま安定局長から御説明申し上げました

者によるわけです。それを、訓練は経たけれども情報キヤッヂいたいたものを今の経験者に一定の訓練をすれば、そこで一定の技能者になるわけです。それと、訓練は経たけれども情報がどこにあるかわからない。例えれば、現実に、滝川ダムというのが北海道の総合開発の中にありました。そこで技術屋が三十人欲しいのだといつたって、そういうものがないからこれはなかなかうまくいっていない、雇用対策の道が開かれないという現象があるんです。

だから、私がかねて一貫してしゃべっているのは、北海道なら北海道、福岡なら福岡、そういう丸ぐるみ失業多発地帯の道県に対してはそういう規模の職業と情報が一元化した指導センターといふのが必要だ、その役割として私がつまりクリートセンター構想というものを提起をして、通産省がとりあえず炭鉱離職者のそれに踏み切つた、こういう経緯でございます。

私の発想は、炭鉱離職者だけを言っておるのでなくして、全体の不況業種を基本にした総合指導センターといふのが必要ではないか、こういう考

えでございますので、ひとつ大臣のお考えを伺

います。

○国務大臣(中村太郎君) お説の方向で十分検討

してまいりたいと考えております。

○対馬孝且君 実は、地域雇用促進法のときにも質問をいたしましたが、昨年労働省は三十万人プロジェクトチームという構想で取り組んでまいりました。それは結構なんでございますが、今日的段階でその三十万人プロジェクト雇用開発の成果が具体的にどうであったか。

もちろん一定数は掌握をしていると思いますが、私なりに申しますと、今度の不況業種の法案からまいりますと、産業地域・高齢者雇用プロジェクト、そういう構想が法案の改正の趣旨でもあるということにもなるわけであります。雇用開発の人員数の問題などもござります。私はこの問題について率直に検討いたしてまいりました。これがいいとか悪いとかは別だよ、これは結果的に

それで、私の調べで言いますと、教育訓練の円滑実施のための一一定数の職業転換、雇用調整、これは開発人員で言うと当初の計画は五万六千人、実績は二万九千人。雇用調整の活用による失業予防、雇用対策、これは十二万六千人、結果は十五万人に伸びている。それから、雇用機会の開発、地域雇用開発助成金とかあと特定休職者の助成金、これも十一万五千人が九万七千人になつてゐる。トータルでは二十九万七千人という当初の三

十万人が、機械的な判断ではありませんけれどもござりますが、要するに、言わんとするところの機構というものは大変重大であるというふうに考えておるわけでございます。

この点を含めて、そういう認識が機械的に判断されるかどうかは別にして、一定の成果があることはわかるんだけれども、今度の改正についてきちんと私は知っていますけれども、それをさらに機動的かつ規格的に、北海道は北海道総ぐるみの体制がとれるあるいは福岡なら福岡全体がとれるこういうものを、ぜひもう一步進めて実るよう努めをしてもらいたい、これを申し上げておきました。

この点を含めて、そういう認識が機械的に判断されるかどうかは別にして、一定の成果があることはわかるんだけれども、今度の改正について基本的にはそういう評価をしてよろしいと認識が一致するならば、後の質問にちょっと関連あるんですけど、そういう理解をしていいかどうか、この点どうですか。

したがいまして、凹凸はございますが、三十万人雇用開発プログラム全般といたしましては所期の目的を達成をいたしましてさらにそれを上回る結果をもつて終わるのではないかというふうに予想をしておるわけでございます。それだけこの種の新しい助成金制度その他の中手法が非常に地域によつて着目され、御活用いただいたというところであります。

もちろん一定数は掌握をしていると思いますが、私なりに申しますと、今度の不況業種の法案からまいりますと、産業地域・高齢者雇用プロジェク

ト、そういう構想が法案の改正の趣旨でもあるということにもなるわけであります。雇用開発の人員数の問題などもござります。私はこの問題について率直に検討いたしてまいりました。こ

れがいいとか悪いとかは別だよ、これは結果的に

やつぱり情報・訓練、雇用機会創出、こういう混然一体の中で措置される、とらまえることが一番

いう一定の評価を認識しているわけであります。が、それであるとすれば、今度の法改正による特定不況業種雇用安定改正案に伴う一定のそれでは、雇用開発、雇用創出というものはどの程度労働省は考へられているのか。

まさかそういう目標もなくて法案をつくったわけじやないと思うので、開発の目標がなければこの法案をつくる意味がないわけですから、この前は三十万人プロジェクトで今言つたような数字になつて、今度の法改正ではどの程度それじや雇用開発なり雇用創出ができるのか、この点どういうふうにお考へになつていますか。

○説明員(廣見和夫君) お答えいたします。

今のお尋ねの点でございますが、今回の法改正によりまして各般の措置を実施していくと、うことで、基本的には失業率をできる限り抑えていくということを一つの目標としておるわけでございます。

この失業率の目標につきましては、中期的なものについては先ほど局長からもお話をありましたように新しい雇用基本計画の中でも定めるべく今検討中でございますが、本年度の年次経済見通しにおいては二・七%程度というふうに見込んでおります。こういうようなものの実現に向けての努力、その一つとして、この法改正を柱として大いにやつていただきたい、こういう考え方でござります。

それからまた、もう一つ、具体的にこの法改正に基づきまして新たに創設することを考えております助成金、特定業種雇用安定助成金というものでございますが、こういった助成金の活用によりまして、この助成金は一応七月からの施行ということで考へておるわけでございますが、六十三年度中に一万人の雇用維持ということを見込んでおるところでございます。

○対馬孝且君 まあ二・七%の失業率で抑え込む、かつ一万人という今の数字、それはわかりました。

ただ、問題は、基本的には三十万人雇用開発と

いうものが基本にしかれてそして特定不況といいう高い数字で上回る方向でひとつ全力を挙げて稼ぐのだから。それにしてもちよつと出ていたような感覚を受けますけれども、枠を広めることにおいてつまり三十万人プロジェクトをつくりました。そのためにはスアルファで前進させていくうち、この考え方には間違いないと思うんです。そのためには法改正出したんだから。それにしてもちよつと出ていたような感覚を受けますけれども、総務省が労働省に対しまして勧告しました問題についてちょっとお伺いしておきた

だから、ことしの七月からということですから海道だけでも先ほど申しましたように、炭鉱離職者を入れて失業者が七千人もいる。過ぎるのじやないかと思うんだな、そろばんのはじき方として。現実に、今どこへ行つたって、北

あればそれども、私が聞きたいのは、今回特定不況業種の法制定をすることにおいて、一年間と見た場合に、例え三十分人のうちの三万人、十分の一ふえるのだとあるいは五万人にしたいのだと、何か目標がなければやっぱり説得力を持たないと思うのだな、僕はどうですか、その点。

○政府委員(岡部晃三君) 前回の計画は、三十万人雇用開発プログラムと、三十万人という言葉を出しましたので、そういう意味では数値が非常に耳に入りやすいわかりやすいことだったかと思ひます。これが、今度の計画におきましてこれを数字的に表現すると幾らかと申しますと、これは三十万人を上回る雇用の維持創出ということを計画をしていることでございます。

決して、前回より下回るような雇用の数的な目標ではございません。前回を上回る目標、かつ予算も前回を上回るということでございまして、今課長から申し上げましたのは、今度法改正による紹介就職というの二四・一%だったんであります。ところが、六一年には二〇・一%と下がっています。ところが、六一年には二〇・一%と下がっているわけです。公共職業紹介が。逆に、広告紹介、マスコミ紹介あるいは個人紹介いろいろあると思いますが、これは五八年で一四・一%であったものが一七・六%に上がっているんですよ。これはやっぱり問題だと私は思つてます。労働省は雇用配置、職業紹介、職業指導をする。労働省のこれは、年々ふえている失業対策に職安紹介が減つて、広告なりマスコミなりのそういう紹介の方で就職があつてます。これは労働行政としてはやっぱり重大な問題ではないかと。もう時間もあ

りませんから内容を率直に私は申し上げます。そこで、これは何が問題かといいますと、求人・求職に対するいわゆる企業訪問がなされないということですね。私も現に受けました。公共職業安定所へ行つても全くビジネスだ、我々の心情を聞いてくれないと。これは率直に申しますよ。この間函館どつづくの合理化をやつたでしょ。私も十年間携わっていますから。それから、長崎造船の合理化で職業安定所へ行つても、全く職業相談員が親身になって相談に乗つてくれない、もう人生嫌になつたというような手紙も来ておりました。現に、これは室蘭に行つたときにも言つてました。ことしの二月に室蘭に鉄鋼の調査團で私も社会党の団長でちよつと行つてきました。

これは新聞にも出ましたから申し上げるのですが、まず第一に、この五項目とは何ぞやと申上げたとおりであります。そこで、総務庁が、高齢者雇用対策の強化が必要とされる中で、昨年十二月に行政監察の結果に基づく五項目の勧告を提起しました。

これは新聞にも出ましたから申し上げるのであります。まず第一に、この五項目とは何ぞやと申上げたとおりであります。そこで、総務庁が、高齢者雇用対策の強化が必要とされる中で、昨年十二月に行政監察の結果に基づく五項目の勧告を提起しました。

これは新聞にも出ましたから申し上げるのであります。まず第一に、この五項目とは何ぞやと申上げたとおりであります。そこで、総務庁が、高齢者雇用対策の強化が必要とされる中で、昨年十二月に行政監察の結果に基づく五項目の勧告を提起しました。

だから、そういうことをかみ合わせると何が問題かといえば、やっぱり職業紹介に対する本当の目配り、言うならばその人の気持ちになつて本当の職業相談にあつてやってやる、こういう血の通つたというか温かいといふかどうもそこらがないと。この結果から見ますとだんだん公共職業安定所のあつせんが落ちて広告がふえていて、この現象はゆゆしき問題であると私は思つます。

この点、大臣はどういうふうにお考へになつておられるかお伺いしたい、こう思つてます。この現象は、今の結果から見ますとだんだん公共職業安定所のあつせんが落ちて広告がふえていて、この現象はゆゆしき問題であると私は思つます。

この点、大臣はどういうふうにお考へになつておられるかお伺いしたい、こう思つてます。この現象は、今の結果から見ますとだんだん公共職業安定所のあつせんが落ちて広告がふえていて、この現象はゆゆしき問題であると私は思つます。

○政府委員(佐藤仁彦君) ただいま対馬委員御指摘のように、私どもの調査におきましても高齢者の紹介、高齢者で公共職業安定所を通じて就職する者の割合がそう伸びないあるいは短期的に見ますと低下する場合もある、それに対して広告等による就職がかなり高い率を示してきてるということにつきましては、本当に残念に遺憾に存じております。

行政監察局からは、職業安定行政の高齢者対策に取り組む姿勢あるいはその結果としての業績について、全体としては評価できるけれども幾つかの問題があるということで、ただいま対馬委員が

うに理解いたしております。

そこで、その五項目に対しても確に対応いたしましたとともに、やはり対馬委員おっしゃいましたように、職員が高齢者に対する温かい気持ちを持つて積極的に職業指導あるいは職業相談をし、就職に結びつけていくことが肝要であるというふうに思います。

そういう点から、私ども今行政の重点として置いておりますのは、いわゆる安定所ごとに地域の実態に応じて行いますが、ローラー作戦的な求人開拓を積極的にやろうという点に重点を置いてやっています。

それから、広告等による就職が進んでいることにも私ども十分配慮していかなければならぬと思っておりますが、先生御承知のように、労働省の職業安定機関におきまして、現在、全国的な総合的雇用情報システムの導入を進めております。ことしの六月から全国的にオンラインで全安定所が結ばれることになりますが、このシステムができますと、ある安定所に出されました求人が自動的に工学的な読み取り装置によつてインプットすることができるんですが、そのインプットされた求人が通勤圏内の他の安定所にも同時に利用できるような状態になる。そういうことで求人開拓による情報をより多く集めることができるようにになり、またその情報を通勤圏内の安定所に広く使えるようになります。

○対馬孝且君 その点はわかるんだけれども、私は、本質的な問題が一つあると思うんですよ、見方は別にして。

昭和四十三年に総定員法がしかれまして、その後は、職業安定所の職員が現実に二千人減っているわけです。北海道も、炭鉱地帯の赤平、美唄、三笠が軒並み、今までの職業安定所が全部なくなつちゃつたんですよ。ところが、昭和四十三年の総

定員法以来、労働省の職安職員が二千人減つてい

る。これは一つ問題だし、かつまた百一ヵ所も職業安定所を廃止してきた、ここにやっぱり問題があるんです。総定員法の見直しといふことも、今

簡単にできないとしても、やっぱり見直しても、全く同時に、私の言つているのは、そればかりでなくて、先ほど私も申しましたように、労働省のそういう温かい心の通った職業相談あるいはサービスの強化が対策として必要ではないか、このことを聞いているわけです。

今、審議官からありましたけれども、大臣このことのひとつ御所見をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中村太郎君) 御指摘の総務庁の監察結果を私は十一月に受けたわけでございますけれども、そのときに幹部を集めまして私が申し上げたことは、とにかく予算をとりながら十分な消化もできないということは、外目から見れば努力が足りない、この一言に尽りますと思う。したがって、今審議官が言つたように、足まめに細かく歩いて開発をしろというような指示をしたわけでございます。

いずれにいたしましても、監察結果というものは謙虚に素直に受けとめて、みずから発意でこれを改善する方向へ進むべきであるというような話をいたしたわけでございます。その後におきましても、ことしの一月には各県の職業安定局長会合を持ちまして、そこでも私からさらにその意識を徹底するよう呼びかけたわけでございます。

今総務庁で主率しておりますさわやか行政サービスなどというのも、よせんは血の通う心の通うサービスでなければならぬと思うわけでございまして、このことにつきましてもこれからも省を挙げて取り組むべきだと思つております。

特に、私ども労働省の幹部がいろいろなことを計画し立案をしたところで、それもしょせん一般大衆の面で実施していくのは第一線の機関でありますから、第一線の機関こそ労働省の顔でなければならぬ、顔にあさわしい心のこもったサービスを提供するようにならなければなりません。

○対馬孝且君 ぜひそういう方向でこれからも取

してまいりたいと考えております。

○対馬孝且君 今、大臣から答弁を聞きましたが、労働省いうのはほかの省と違つて労働者を保護する省である、これが原点です。通産省のような通産行政をやつてあるわけじゃないんだから、労働省という看板がある限り、労働省は労働者の権利を保護する主導的立場にある。この認識を踏まえ、大臣、先ほど私も申したように現実には二千人も減つてあるいは百一ヵ所も窓口が閉鎖されているというあたり、これはやっぱり問題がありますよ。

この点を、大臣の所見がございましたからひとつ見直して、あわせて積極的に取り組んでもらいたい、これを申し上げておきます。

○政府委員(佐藤正彦君) ただいま労働大臣から申し上げましたように、私ども、血の通つた行政をする、そしてその裏づけとなる定員の確保、組織の拡充が必要だというふうに思つております。六十三年度におきましては、私どもの行政がそれがだけ評価されたということであろうと思いますが、九人の定数の純増になりました。これは四十二年の総定員法に基づくその後の定員削減の期間を通じて初めての純増であったわけですが、れども、そういう私どもの行政がそれだけ評価され、そして今後の課題を抱えているということで純増を得たわけでございますから、こうした陣容を通じて行政をより積極的に進めてまいりたいと思っております。

また、安定所の削減につきましても、先生おっしゃいますように約百ヵ所の削減がございましたけれども、またその中で十數カ所の本所の新設を行つております。そういう中で私どもスクラップ・アンド・ビルトを進めて、行政需要に対応しえるような効果的な効率的な組織の配置を考えおりまして、今後ともそういうことで安定所の再配置にも配慮してまいりたいというふうに考えております。

おきます。

そこで、時間もありますから、ポイントを絞つてひとつ法案の内容をお伺いをいたしてまいります。

まず一つは、今回の法案の特徴として出てきたのは、特定不況業種事業所以外の事業所というのが出てきましたね。これ、労働大臣の認定の一定の事業所、特例事業所。失業の予防の対策として在職者対策ということにどうも重点を置かれているようでありますけれども、この特例事業所なるものは一体どういう指定基準とどういう内容のものなのか、これ、どうもびんとこないんだね。

具体的例を一つ出してもらつても結構ですから、特例事業所とは一体何ぞや、それから特例事業所を定めた目的、同時にまた、この指定基準は何をもつて定めるのか、冒頭こらあたりの法案の内容についてお伺いしたい。

○政府委員(岡部亮三君) 特例事業所といたしましては、まず第一に、特定不況業種に指定するはどではないけれども、しかしそれに準ずる状況にある業種に属する事業所というのが一つの類型でございます。

もう一つの類型は、海外進出をした企業の関連下請事業所という考え方をとつて います。これは、例え親企業が外国に移つてしまつた。最近は海外進出が各業界とも非常に急増いたしておりますが、そうしたところが、いわゆる空洞化現象でございまして、日本に残された関連下請がこれまたものを救いたいということでこのように困窮をする、こういったような関連下請事業所。

それから、貿易事情の著しい変化によりまして特定の仕向け地への輸出量が減少をした、そのような事業所、これらの類型でございまして、そしてこの雇用調整が余儀なくされてしまう、こういったものを救いたいということでこのような特例事業所制度を考案した次第でございます。

○対馬孝且君 局長ね、それにしても、内容がこまごまと多いですね。  
例え非鉄金属なら非鉄金属の産業の中にそ

いうものが具体的にあるのかどうかお伺いしたんだけれども、例えば輸出産業というのは、私聞いた例では、自動車産業が海外進出する、その関係の部品だけはまだ国内でつくっている、そういうことできつぱらんに言えば、その影響であおりた例では、自動車産業が海外進出する、その関係の部品だけはまだ国内でつくっている、そういうことを食つてそういうことにおける転換なり縮小といふものが余儀なくされるとか、例えばこういうことといふ具体的な例がないとどうもびんとこないよ、正直に言つて。この特例事業所とは一体何なんだ、何を指しているんだ。

一説には、鉄鋼が今上向きになつてきてるんだけど、これから必ずしもいいことばかり続かないからやがて鉄鋼がこういう特例事業所に該当していくんではないかというような、どうも何かおもんばかったような、それはそれで結構なんだけれども、これから必ずしもいいことばかり続かないからやがて鉄鋼がこういう特例事業所に該当していくんではないかといふんだということを、我々は国民に解説しなきいかぬのだが、これが。ところが、今のような説明ではこれ正直申し上げてわからない。だから、例えば鉄鋼の場合はどうなる、非鉄金属の場合はどうなるとか、私が言つたような自動車産業のそういう例ならそういう例で影響があるからそれだけの縮小といふものがどうなるんだと。

それから、基準がわからないでしょう、局長の今の答弁の中でも。例えば百人使っていました特例事業所がそのことにおいて三十人減ったあるいは五十人減ったということなの、それとも二人でも五人でもいいのか、そこらあたりの基準といふのは一体、例えば何割になるのか。そのあおりを食つて三割転換あるいは縮小を余儀なくされた、三割なら三割のものにそういうものを適用するのか。何か、国民サイドでわからぬ。私はどうも納得いかない。

○ 説明員(廣見和夫君) 特例事業所の考え方につきましては局長から話があつたわけでござりますが、もう少し具体的にといふお尋ねでござります。

等もこの中に含めて考へておられるといふことでございますが、今、先生お話しのございましたように、確かに自動車産業等では海外進出が盛んに行われております。そういう意味では、具体的に自動車産業で海外進出が行われば、その部品等を受注している関連下請企業等が海外進出が行われる。ことによつて受注量が急激に減少していくといった場合には、その自動車部品業としましては全体とすればまだ特定不況業種ほどの状況にはなつてない、しかし個別的にそういう形で急速に受注量の減少等に見舞われるおそれがあるためにそれは個別の事業所として認定し個別に対応していくといふ、こういうことでござります。

それからまた、これはあくまで今検討中でござりますが、仮にある業種が、今先生は製鉄業等を例にお引きになりましたが、ある業種が特定不況業種に該当しなくなる、基準から指定から外れるといふようなことがあるわけでございますが、それが、個別の事業所として認定し失業の予防措置を講じるわけございますが、個別の事業所を個々に特例事業所として認定し失業の予防措置を講じるわけござりますが、個別の事業所を個々に特例事業所として認定し失業の予防措置を講じるようにしていく、こういう仕組みでございます。

○ 対馬孝且君 政策課長ね、それはやっぱり説得力を持たない。

どうもケースがどういうことを指すのか。なぜ言うかといふと、今、先般決定した三十四の不況業種が認定されている。私、全部持つてある、この前質問していますから。だから、あえて言うなら、そういう事態が起こるとしても、現行ある特定不況業種を拡大していくべきと私は思つんだ。それを、あえて特例事業所と出てきたあたりがどうも紛らわしくて、何かびんとこない。意欲的に広めたいといふ気持なんだろうけれども、広めるにしてもどうも中途半端などちつかずのことだ。

まことに、特例事業所として認定し失業の予防措置を講じるわけござりますが、個別の事業所を個々に特例事業所として認定し失業の予防措置を講じるようにしていく、こういう仕組みでございます。

うのは。それよりはかえって、事業転換、規模縮小を余儀なくされるとするならば、不況業種三十が三十五になつたつて三十七になつたつていいじやないか、単純に明快にわかりやすくするなら不況業種の認定を広めていけばいいじやないか、こういうふうに考えるんだけれども、そこらあたりは新しく出てきた問題だからなかなか、どういう場合に適用されるのかというケースがどうもびんとこないと率直に申し上げておきます。これ、出された問題だからしようがない。悪いことはないんだけど、もう少しわかりやすく、こういう場合のケースが適用されますよ、だから三十人失業する者は失業しないで守るとか百人守れますよと、こうならなければやはり何だかわからぬんですね。あつて、そういう対策をもう少し具体的に示してもらいたいと思います。まあこれはいいです。

そこで、なぜこれは在職者だけを対象にするのか。特定不況業種の場合は在職者と離職者の対策をするんだよ。それを、この特例事業所関係は在職者対策はあっても離職者対策はない。これはどういうことなんだということです。これもまた私はびんとこないんだ。

○ 政府委員(岡部晃三君) 御説明申し上げておりますように、特例事業所という制度は、業種全体としては特定不況業種ほど困難な状況はない、そそこまでは至つてない、しかしながら個別に雇用調整のおそれのある事業所について手当をいたしたいと、こういうことでござります。

したがいまして、その制度のねらいそのものが不況業種ほどではないといふところからスタートしているわけでござります。しかし、そこまでは至つてない、しかしながら個別に雇用調整のおそれのある事業所について手当をいたしたいと、こういうことでござります。

そうすると、今回の場合なぜ一年なのか。私は、本当に対策をするなら地域法と横並びに特定不況業種は三年間にして、三年、三年で対応することがやはり一番対策になるんじゃないかな。その間には至つてないけれども、果たして一年間でもつて安定できるかといつたら、私はそうでないと思うんだ。そういうこともあって特定地域の場合は三年間なんだから、この特定不況業種の措置が、これは三年なら三年という特定不況地域法と連動して対策をしないと、かえって企業主が困るんではないのか。一年ぐらいで転換を余儀なくされて、例えば三分の一あるいは四分の三、中小企業の場合は四分の三控除してくれる。これはありがたいことなんだけれども、特定地域の場合は三年間なんだから、この法律を見ますと、いわゆる三年間なんですよ。この法律を見ますと、一年間なんだ、この特定不況業種の措置が、これは三年なら三年といふは、これがどうももう一つは、これに関連しましてお伺いするけれども、特定地域の場合は結果的には離職者対策になつていくんだよ、いつかは。そこらあたりを考えた場合にやはり離職者対策が必要だと、これはわかりますよ。それじゃ、ただ在職者対策だけいいかと言えば、何人かはこれは必ず離職者対策になつていくんだよ、いつかは。それからもう一つは、これに関連しましてお伺いするけれども、特定地域の場合は結果的には離職者対策になつていくんだよ、いつかは。それからもう一つは、これに関連しましてお伺いするけれども、特定地域の場合は結果的には離職者対策になつていくんだよ、いつかは。

○ 政府委員(岡部晃三君) 地域法の場合は、これは新たにその地域におきまして企業を起こしまして、そこに失業者を吸収していく、その場合に出来ますけれども、そこに失業者を吸収していく、その場合に出す賃金助成でござります。

今回の特定不況業種の場合におきまする雇用安

定助成金制度による貸金助成と申しますのは、既に雇用されている者が失業の憂き目に遭わないようにその者の雇用をさらに維持していく。こういうことでございまして、そういうわけでござりますので一年間の助成期間が適当であると考えたわけでございます。新たに企業を起こしてそこまで困難を克服しながら雇用を返収していくところとい

ればならない場合についてはあるいは二年まで延長することができるとかこういうものがあるていいと思うんだな。私は、現にこの法律についても質問を事業団体、中小企業から受けているんだけど、せひそういう方向にひとつ改善をしてもらいたい。

卷之三

○國務大臣(中村太郎君) 今局長がお話し申し上げましたように、いろんな助成制度があるわけですがございまして、今回の場合は、いわゆる一年間は事業主に補助をして助成をしていくという制度でございまして、今度は従業員が離職した場合といふようなことになりますね。

う場合と比べまして、既に雇用されている者でございます。その者の雇用の維持を図る、今こういうケースの違いが基礎的あります。そこでこのような差となつてゐるものでござります。

○対馬孝旨君　これは局長、特定地域の場合と今不況業種の場合の違いといふのは今の説明であつたことは、さういふことは、今は一二、

て、何らかの彈力的運用でケースによってはそういう措置がとれないかと思うんだが、そういう考え方はどうですか。

○政府委員(岡部晃三君)　これは、ほかのいろいろな助成金制度とのバランスというのも考えざるを得ないのでございます。

その場合には、それに対応した他の方法で貯めていくということにならうかと思うんですが、お説の点につきましても十分理解する点もありますので、このことはこのこととしましても、今後の検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○対馬孝旦君 それはわかりました。  
それじゃ、孫請といふ今言った三段階の下のところまでというふうに確認してよろしくござりますね。審議官、どうですか、その点は。今の私のケースを聞いて、それでよろしいというならそれでよろしいと。

むしろ、平井前労働大臣も言っておりましたけれども、制度をつくったけれどもさっぱり適用にならぬというんじや意味がないんだ。予算は一千億とったけれども、実際にふたをあけてみたら、制度はできただけれども該当者がいないというんじやこれはどうにもならないんだ、目いつぱい雇用対策のために予算を消化することが大事なことなんだということを私の質問に答えてるんだ。

ただ、これは、この法律をなぜつくったかといふことは、発想は私はいいと思うんですよ。いい発想だと思うんだけども、機動的に対応できるということにしないと私はこういう法律というものは効果を生まないと思うんだよ。一年なら一年でばさっと切るんじやなくて、その業種によっては、場合によつては一年が二年になるというそういうものにしていかないと、一年間でばさとつたんでは、かえつて業者にすれば一年ぐらいならやつてもらわなくてもいいわと、こうなつちやうんだよ。これは現実の問題、現に私のところに来ているよ。これははつきり言うけれども、

百日、一年未満の制度でございます。それから、特定求職者雇用開発助成金も一年の制度でございます。そのような諸制度とバランスを考えて現在の法案を御提出し、また予算措置も現在そのようになつておきたいと思います。

将来にどのようにこの制度をさらにまた手厚く改善していくかということにつきましては、さらには今後とも委員の御趣旨を我々ひとつ肝に銘じておきたいと思います。

○対馬孝且君 大臣ね、今ここでやりとりを聞いてわかるでしよう。何も追及するとか、私はそういうふうに言つているんじゃないんだ。

そういうケースが現実にある、またそうしてもらいたいと中小企業事業主から私のところへ来ているわけですよ。それだから言つているんであって、今の局長の答弁もわかるんだけれども、大臣、ここでやりとりを聞いておって、そういう機動的、弾力的に対応していくかないと、こういう不況業種の場合には一年たつてから手を打つたつてこれは終わりなんだ。半年たつてから打つたつてこれは倒産になっちゃうんだ。

私は、そうじやなくて、やっぱり機動的かつ強

的ならば、直ちにその機動的に弾力的にすぐ救うるという、どうせこれは特定不況業種を救うというう問題として要望しておきたいと思います。

そこで、これはまだたくさん法案の問題はあるんですけども、孫請、下請の認識についてちょっと確認して、これは簡単、単純に答弁してもらなれば結構です。

例えば、かつて三井砂川鉱業所があった。その下に三井建設という掘進の下請がありました。その下に何々組という組が、今は坑道掘進で全部あるわけですよ。そこまでいくんだ。親会社、下請、その下に組というのは、いいことではないが存在しているんだからしようがないんだ、社会に形成した制度なんだから。

だから、ここで言う下請という意味は、そこの一番下のところまで対象になりますよと、こういう理解でいいですか。この点どうですか。

○政府委員(岡部晃三君) 従前の法律は、第一次下請まで面倒を見させていただいたわけでござります。今回の改正は、二次下請まで見るといふことでこの改正がなされようとしているわけでござ

○対馬孝旦君 それは、時間がありませんからお答え申し上げましたとおりでござります。 次の問題に。  
まだ法案の問題点はたくさんあるんだけれども、時間がなくなつちゃつて申しわけないんだが、駐留軍の関係です。  
今回の改正は期間延長だけですからね、そのとおりなんですが、これも私の調べによりますと、五十八年以來の駐留軍労務者の離職者対策の状況、六十一年度は若干のあれはあるんですねけれども、駐留軍の離職者対策という点についてははちょっとテンボが遅いんではないか、数学的にもそくなっているのであります。もちろん、今度のこれは、次元は違いますけれども米軍の思いやり予算との関連が十分あります。これも承知していきます。しかし、我々は、これは基本問題、我が党だけ防衛問題は絶対反対です。したがつて、思いやり予算についてはもちろん内閣委員会や外務委員会でも論議はしますけれども、私は、この法案の趣旨からいくなれば、言うならば質的量的な離職者対策というものが特にこれから必要ではないかと田うんだが、その見通しと対策をお聞かせ願いたい。

私は、せっかくいい法律をつくったんであれば、一年間と切らずに、その事業の規模なり縮小の形態などによって緊急措置をして対応をしなければ

力的に対応できるような運用というのがあつていいんじやないかと、こういうことを言つてゐるんだつて、その点、大臣の考え方をあわせてお伺

したがいまして、認定基準につきましては、從来、下請という概念は二分の一以上の受注があつて

し、これが一点。  
それから第二は、漁業労働者。

労働者の場合、もちろん陸上とは違いますが、それでも、公共職業安定所の五十九年、六十一年、六十二年、私なりに掌握してみました。調べてみました。離職者の就職件数というのはだんだんふえていました。そうすると、北洋漁業あるいは特定漁業の数が多いです。私の調べによると、例えば船員職業安定所の分でいくと、就職件数が五十九年が百六十件、六十年が五百一件、六十一年度は二百五十七件に対し、いわゆる労働省関係で言うと五十九年は六件、六十一年度が十八件、六十一年度が二十五件と極めて開きがあるわけだ。これはもちろん、船員は船から船へだから、確かにそれはイコールということはないし私は理解します。しかし、それに対して、これも私調べてみましたけれども、陸上部門への離職者対策というのを必ずしもそれほど前進しているわけではない。このことを考えると、特に北海道の北洋漁業あるいは九州の関係などを含めて考えると、漁業労働者の対策というものはもう一步特段の対策をとつてかかるべきじゃないか。

この二点をひとつ率直にお伺いしておきます。

○政府委員(佐藤仁彦君) 第一点の駐留軍関係離職者対策でござります。

ただいまの対馬委員の御質疑の中にもございましたが、思いやり予算によりまして沖縄におけるクラブ等従業員の約三百名の解雇通告が取り消されるなどそれなりの前進を見ております。そういう中で駐留軍関係離職者対策を、離職者の数は最近少なくなってきたしておりますが、それに対する十分な対策を講じていく必要があると思っております。

その中で、特に駐留軍関係で注意すべきことは、求職者、離職者が非常に高齢化してきた点であります。このために再就職のあつせんがなかなか難しい状況にありますが、先ほどから御指摘いたしておりますように、高齢者に対しましてはその一人一人の持っている能力を十分生かせるような求

○説明員(廣見和夫君) 漁業離職者関係につきまして、若干数字との問題もございますので、私の方からお答えさせていただきます。

今先生の御指摘になりましたような数字でございますが、確かに、基本的には漁業の離職者の方々が陸上の職業に転換を希望される方が少ないという現状がございます。数字をまとめて累計をちょっと申し上げてみますと、五十五年以降昨年の十二月まで陸上にかかりたいということで公共職業安定所の方で受け付けまして手帳を発給しました者は三百三十二件、これに対しまして就職された方々は二百四十四ということになつております。三百三十二に対する二百四十四でございますが、船員職業安定所の方でこのようにして受け付けられまして手帳を発給しました件数四千二百七十一件、これに対しまして就職された方が千五百九十六人ということです。基本的にこういう数字の希望者の違いということが根底にございます。

もちろん、私どもいたしましては、こうやつて職業安定所の方に陸上にかかりたいと言つてこられる方々につきましては全力を尽くして再就職の促進を図つてまいりたい、このように考えております。

○対馬昌日君 いずれにしても、これは駐留軍の場合も漁業労働者もそうだけれども、私も、昨年、釧路と根室で北海漁業の二百海里で締め出された方々の話をいろいろ聞きました。

漁業労働者というのは、陸上にすぐ行けといつてもなかなか、長年海の男として鍛えてきた、だからできれば前浜とか、そういう二百海里の締め出された中にあっても、やっぱり漁業に就職したいと。これは無理からぬことなんですよ。もちろん、陸上部門にそれじゃ漁業労働者がかかるものがあるかというと、そう簡単ではないですよ。そこらあたりもありますけれども、説明は説明とします。

それで、時間もありませんから、昨年の七月三十日に申し上げ、この間もちょっと大臣にも申上げておりますけれども、かねての三十万人北海道季節労働者の対策の問題でございます。

私は、昨年の七月三十日に平井前労働大臣に対しましてこれを質問いたしております。当時の白井局長も答弁をしておりますが、私も申し上げたのは、かねて北海道季節労働者の通年雇用化の問題、これは三年、三年で五十二年以來今日まで来ているわけです。したがつて、問題は何かといえども、当委員会でも議論したことがありますが、不安定労働者とは一体何だ、これは非常に議論を呼んだところですが、当時は不安定労働者は通年雇用ができる労働者、あるいはパートもあります、出稼ぎもあるいろいろあります。しかし、三百六十五日通年働くことができないという方々は不安定労働者の一番原点である、それは何だといったら北海道の季節労働者における出稼ぎだと。これは、前の初村労働大臣時代に私ここで議論したことがござります。そういう位置づけをしたことがござります。

そこで、私は言うんりますが、去年の七月三十日にこの問題を私取り上げました。現行制度は、皆さんも御存じのとおり、来年、六十四年三月三十一日をもつて終わりになるわけであります。そこで、三年、三年でずっときているものですから、今なお北海道の方々は非常に不安定であります。したがつて、現在まだ二十七万、約三十二万近くいるわけでありますが、来年三月になると一体どうなるんだと、素朴なこれが出てるわけです。

そこで、かねて私もここで申し上げたのであります、ヨーロッパの方でも、西ドイツとかスウェーデンではそれなりの対策をしております。それがいいか悪いかは別ですよ、見方はこれはあるにしても、やっぱり長期的な制度をつくってやらないと私は非常に不安だと思うんです。そういう

う意味で私は、不安定労働者とは何かといえば季節労働者あるいは出稼ぎ労働者だと、こういう位置づけをここで質問したことがありまして、冒頭言つたのはそのことを言つてゐるわけです。したがつて、安定するためには諸外国の例なども参考にしていいところはとしながら、悪いとかいいとかいう意味じやなしに、参考にしながらぜひ改善をしてもらいたいということを申し上げました。

これに対して当時の平井労働大臣も、六十四年をもつて旧制度の延長をどうするかという問題になつてゐる。自治体あるいは諸外国の今対馬さんから言われましたそういう問題などを参考にしていきながら、ひとつ誠意を持って積極的に取り組んでまいりたいと、非常に前向きに不安定労働者をなくす対応というのは必要であるという意味のことをここに持つてきていますが答弁されていま

す。

したがつて、私は、その後新労働大臣になった中村労働大臣にも就任と同時にこの間季節労働者の代表が早速お会いさせていただいて、特に中村労働大臣から、非常に明快な、お互いに知恵を出し合つてひとつよき制度なりよき慣行をつくるうではないか、こういうお話をございました。今安定局を中心によくお話しをなさる方でも検討されておると思うますけれども、これ省議ですから八月の予算要求の段階がもう来ますので、今は四月ですが、今国会は五月二十五日でもつて恐らく終わると思うんです。そういうふうになりますと、この機会に、八月までに一定の方向を出すべきである、出さなければまた予算上間に合わないということになりますし、ひとつこの辺で大臣の考え方を積極的に聞かしてもらいたい。

その前に、岡部局長、これまででも鋭意取り組んでもらっていることは私は承知しておりますので、局長の考え方をひとつ聞かせていただいて、それから大臣の決意、考え方などもお答え願いたいと思います。

でござりますが、季節労働者の生活の安定ということのために設けられているわけでござりますが、暫定措置として三年間の制度として実施されまして、通年雇用化への基礎整備とともに関係労働者の安定のために役割を果たしてきたと思うのでもあります。

そこで、これに通年雇用化としての考え方をもとに設けられている制度でございますが、六十四年度以降それではどうなるのかということをございます。これは、やはりこの通年雇用化の進捗状況も見きわめながら、この制度の創設の経緯や関係自治体あるいは事業主の工事の通年施工化努力、こういったものを十分に検討いたしまして誠意を持って対処してまいりたいと考えているところでございます。

における諸制度、例えば西ドイツのような冬期手当、悪天候手当、これは私もドイツにたまたま在住しておりましたときにこの制度が非常に活用されていました時期でもございまして目の当たりにいたしておりますが、これら諸外国の制度につきまして参考にしながら、我が国の実情に即した制度としていろいろと考えてまいりたいと考えております。

○国務大臣(中村太郎君) 私が大臣に就任してから最初の陳情が、実は、この季節関係労働者の給付金問題でございました。それだけに大変印象も深いわけでござりますし、関心も持つておるわけございます。

そのとき申し上げたんですけれども、要するに雇用の通年化、その前提となる工事の平準化、通年化の問題を関係省庁あるいは道府にもお願いをいたしまして、そういう方向で行わることを要請してまいりました。しかし、その結果、最善の努力をしたにもかかわりませず天候の条件、気候の条件あるいは地理的条件等々で人為をもってはどうにもいたし方ない条件の中でこれを行うことができないという理由がはつきりした場合には、当然季節労働者の雇用の安定といいましょうか、

生活の安定というものを考えていかなければなりませんので、その時点に立ちまして十分検討いたしまして誠意のある御回答を申し上げたいということを申し上げたわけでございます。

頭に迷うということのないような方向で検討していかなければいけない、このように考えておきげであります。

○対馬孝且君 今岡部局長初め大臣から答弁がございました。まさに大臣の言わるとおり、季節労働者が悩み苦しみ不安のない改革にぜひ取り組んでもらいたいということを特に申し上げておきます。

特に申し上げなきやならぬことは、この三年、三年というのは、これは改めてもらいたい。私は特に申し上げなきやならぬのは、五十七年、初村労働大臣のときに、これも初回だったんですよ、就任したと同時に会いしたときに代表団に申し上げたことは、いや、この種の不安定労働者のための措置というのは最低五年だよと。それは三年、三年というような、それは今でもそうだけれども、一年たつたらまたすぐこの問題に取り組まなきやならぬというような、これはやっぱり不安定労働者を不安にさせるだけだとうまいことを初めて村労働大臣は言ったんだけれども、せめて今度の改正に際しては、何の法律でもそうだけれども、五年、本来ならば十年あたりが安定さしてやるるんじやないんです。これは、北海道の横路知事に対しても、まず地元からそういう意欲と体制を持て検討してもらいたい。

同時にもう一つ、私は決して国だけに言つていません。これからあたはは最低でも五年でひとつ安定させるという方向でぜひ誠意をもつて検討してもらいたい。

うわけにはまいらない、特にこれはこの間も代表団が行きまして私も立ち会っていますけれども、北海道知事としましても、特段の対策を、言葉でなくて予算的な裏打ちもして対策をするという考え方を実は明らかにしておりました。

ですから、今申し上げましたようにもう八月まではあと幾ばくもありませんし、最終的にはもちろん十二月が確定予算になると思いますけれども、今答弁をされたものを含めて、不安のない、かつまた現行制度を最低として、ひとつぜひ改善の方に向に努力をしてもらいたい、このことを申し上げたいと思います。

最後にもう一度大臣からお答えを願つて、私の質問を終わることにいたしました。

○国務大臣(中村太郎君)　六十四年以降の季節労働者関係給付金のあり方を決める際に、今おつしやるとおりのことにつきましても御意見とお知恵をかりながら、十分検討してまいりたいと考えます。

○対馬孝昌君　終わります。

○中西珠子君　日本の経済は景気の回復が着実に進みつつあると言われており、全般的には雇用情勢もやや改善傾向を示しておりますが、特定の業種や地域、高齢者については著しく改善のおくれが目立っております。造船・非鉄金属・石炭・鉄鋼などの構造的不況業種では引き続き雇用調整が余儀なくされるでしょうし、不況業種を中心的な産業としている地域、特に北海道・九州などでは、まだ新たな産業も開発されておらず、雇用機会も限られており、離職者の再就職も困難な状況らしいし、高齢者については依然として有効求人倍率も低い水準にあります。

こういった情勢の中で、日本としては、国際協調型経済構造への変革を推進し、一層の市場開放と輸入の促進、節度ある輸出を図る一方、内需主導型へと産業構造の転換を図らなければならぬい、こういった状況下にあるわけです。これには大変大きな痛みが伴う。

殊に、雇用失業情勢は、中長期的に見て楽觀的で許されないと思うのですが、労働省は最近の雇用失業情勢をどのようにとらえ、また中長期的にはどのような見通しをお持ちですか、お伺いします。

○政府委員(岡部晃三君) 雇用失業情勢でござりますが、有効求人倍率の面で見ますと、昨年一月の〇・六一倍を底にいたしまして現在では〇・八八倍に上昇いたしまして、さらにまた上昇機運があるということをございまして、総じて改善を見ていると思うのでござります。

しかしながら、この中でも特定の業種あるいは地域、高齢者といったところにつきましては改善のおくれが非常に見られるわけでござります。御指摘のように造船、非鉄というふうな構造的な不況業種につきましては、円高の影響もさらに加わりまして業況が悪化をしておりまして、大量の過剰人員が生じているわけでござります。引き続き雇用調整の進展が予想されるところでございます。それから、地域的に見ましても、例えは北海道あるいは九州というようなところに見られますように、これはもともと産業集積が少なくて雇用機会が不足していた地域でございますが、さらにこれらのこところでは低い水準で有効求人倍率等推移するおそれがあるわけでござります。高年齢者につきましては、御高承のとおり、求人數が不足をいたしておりますと、有効求人倍率も〇・一とか〇・二というような甚だ低い水準にあるということは御高承のとおりでございます。

さて、これは中長期的にさらはどうかという点になりますと、私どもまことに予断を許さぬものがあると考へておるわけでございます。

一つには、現在海外企業進出が相次いでおりますが、その製品輸入というものが我が國雇用失業情勢にどう影響を与えるか。それから、M&E等最近のいわば技術革新の進展が引き続ぎ行われてお

りますが、これらの省力効果等ござりますし、さらにまた高齢化の影響、こういうものを総合的に考えてまいりますと、いわゆる全般的な経済構造転換と言われます中で、雇用失業情勢につきましては、いささかも予断を許さぬ、こういう心構えで私どもの情勢を判断いたいと考えておるところでございます。

○中西珠子君 通産省の当面の産業構造調整策また産業政策の長期ビジョンというのをお示しいただきたいと思うんですが、通産省見えてますか。

○説明員(松藤哲夫君) 今後の産業構造の展望等につきましては、一昨年の五月に「二十世紀産業社会の基本構想」というビジョンを出しまして、また昨年の十二月には日本の産業構造の中期展望と点等についての勉強をしております。

日本今の对外不均衡は正というのが非常に急務になっているわけでございまして、また現在その調整の過程で相当の海外投資の伸びがあり、かつた輸入の拡大があるということで、先ほど労働省の局長さんも御指摘のとおり、国内の空洞化という問題がいろいろ心配されておるわけでございますが、私どもの見通しとしては、マクロ的にはエレクトロニクスとか新素材、バイオといった技術革新を中心とした日本の製造業は高度化していく、それからサービス産業が情報産業とかレジャー、リゾートあるいは健康産業といったような新しいものを中心に相当雇用機会を伸ばしていくということをござしまして、先ほど申し上げました海外投資あるいは逆輸入による効果などもあるかなりございますが、これを補つて余りあるだけの新しい雇用の開発は十分マクロ的には可能であるというふうに私どもとしては姿を描いておるわけであります。

ただ、先生も御指摘のように、むしろ個別ミクロ的あるいは地域ごとあるいは産業ごとの各論

ベースで見ますと、これは相当の痛みを伴うわけございまして、現に激的な円高によって競争力を失いつつある産業あるいはその産業に從来依存していた地域、こういうところで雇用問題を中心にお常に深刻な状態が懸念される事態があるわけございます。

幸いにして、一年來のいろんな官民の努力によりまして景気が非常にいいものでござりますから今やや小康状態を保つておりますが、私どもとしては、こういうミクロレベルの業種転換あるいは新しい産業の育成、それによって雇用機会を拡大するということが通産省にとって最大の課題であるというふうに考えておりまして、その面で高目の内需中心の成長を持続するとともに、技術開発の推進あるいは新産業の育成あるいは疲弊した地域に新しい産業を誘導するあるいは疲弊した産業が新しい分野に出ていくことをお助けするといったような産業サイドからのいろんな政策を通じまして、労働省と協力しながら雇用問題が深刻化しないよう万全の努力をしてまいりますつもりでございます。

○中西珠子君 労働省と緊密な連携をとつて、労働省の方の施策と通産省の方の施策とが有機的な連携をとつてそして推進されますように、心から要望いたします。

それから、労働省の方で今回、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案をお出しになって今審議中でございますが、この有効期限を七年間延長するというふう根拠はどこにあるんでしょうか。七年たつと何とかなると、こういうことなのか、何かのやはり根拠がおありになると思うんですね。それにつきましてどのようにお考へなのか、お示しいただきたいと思います。

○政府委員(岡部晃三君) 先生から産業構造の転換の状況についてお尋ねもだいまございましたけれども、新・前川レポートにおきましては一九九〇年代前半すなわち昭和六十年代、これから約七年間を構造調整期ととらえておるわけですが

います。

すなわち、国際経済環境の変化を背景として経済構造転換を余儀なくされておりますし、またこれが我が国の生きる道であるうと思いませんが、大臣が認定するという認定の基準、それから省令の内容、これはまだ決まっていらっしゃらないであります。されから七年間が構造転換調整期と言わべきものであろうと私ども理解をするわけでございま

す。既に、産業構造転換円滑化臨時措置法といふこの通産省の法律につきましても、昭和六十年代を対象といたしておられると伺っているわけでございますが、このようなことから昭和六十年代を通じまして産業構造の転換、経済構造の転換といふことに對する施策として今回の特定不況業種法を提案させていただいているわけでございま

す。

法案の内容は構造転換ということを念頭に置いてつくられているわけでございまして、したがいまして廃止期限を昭和七十年六月三十日といふことで七年間の延長というふうにさせていただいております。いるところでございます。

○中西珠子君 特定不況業種として現在指定されている三十四業種、これは改正法施行後、本年七月一日以降も引き続き指定されるということです。

○政府委員(岡部晃三君) 現在の三十四業種でございますが、これは現在の法律の期限でございます六月末まですべて期限切れとなるわけでござります。

したがいまして、新しく法律が成立いたしました場合にはその機会に全般的な業種見直しを行なうということになるわけでございまして、必要なものにつきましては新たに指定をするという形にならなければなりません。そこでおありになると思うんですね。それにつきましては新たに指定をするという形にならなければなりません。

もとより、その際には、各業種の実情を十分に調査いたしまして、実態を見きわめながら法の趣旨に沿つて所要の指定を行つてまいりたい、このように考えております。

○中西珠子君 十分に調査して実態を見きわめな

次に、改正法案の第二条第一項の四として、労働大臣の認定する特例事業所、これを失業予防措置の対象として加えることになつていますが、大臣が認定するという認定の基準、それから省令の内容、これはまだ決まっていらっしゃらないであります。されから七年間が構造転換調整期と言わべきもののが第一点でございます。

それからもう一つの点は、この法律の二条の四号の中に、特別の事情を共通にするそういう事業所について雇用調整を余儀なくされていく、そのため特例事業所に認定していくんだという趣旨が書かれております。そういう企業から委託を受けて製造等を行つておられます事業所、そういうたよな内容を労働省令で規定してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○中西珠子君 認定の基準というのはどういうふうになるんでしょうか。

○説明員(廣見和夫君) この特例事業所の認定は個別に大臣が認定するという形になるわけでござりますが、当然その個別の認定の基準が必要になります。それにつきましては、一定の考え方はこの省令に基づきまして、さらに具体的なものにつきましては審議会の意見等も承りながら定めてまいります。

○中西珠子君 特例事業所への援護措置の内容はどうなものをお考えですか。

○説明員(廣見和夫君) この特例事業所に対しましてどのようなお考へなのか、お示しいただきたいと思います。



衆参両院の社会労働委員会で附帯決議が採択されておりまして、その中に「特別給付金の増額及び支給区分の拡大を図ること。」とあります。これがについて何らかの措置をおとりになりましたか。

これは労働省と防衛施設庁、それでお答えいただきたく思います。

○政府委員(佐藤仁彦君) 労働省から援護措置の概要につきまして御説明を申し上げたいと存じます。

駐留軍関係離職者対策につきましては、現在御審議いただいております法律、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づきまして、関係省厅事務次官で構成されます中央駐留軍関係離職者等対策協議会を中心、各省厅の連携強化を図りつつ、各省厅が一体となりまして各種の離職者対策を総合的に実施いたしております。

労働省いたしましては、同法に基づき関係省厅との連携を密にしながら、これら離職者に対しまして就職促進手当その他の職業転換給付金を支給しながら職業指導、職業紹介を積極的に進め、また必要な職業訓練の実施に努めております。

また一方、駐留軍関係離職者を雇用する事業主に対しましては、特定求職者雇用開発助成金を支給するなど、各種の雇用促進措置を講じ、再就職の早期実現を図っているところでございます。

○説明員(井上憲治君) 特別給付金に関するお尋ねでございますけれども、特別給付金とは、先生も御承知のように、駐留軍従業員が在日米軍基地へ勤めておるということで先ほど申し上げましたようにいろいろ雇用の不安定要素があるということで離職を余儀なくされるということが往々ございます。そのために、そういう場合に離職後の生活の安定ということで、米軍基地という外國軍隊に勤務をして言葉とか風俗とか習慣とかそういうのが異なるような特殊な環境の中で我が国約上の義務履行に協力をした、そういうような労苦をねぎらうということで支給しておるわけでございますけれども、この特別給付金は退職金とは

全く別に支給しておるものでございます。このような性格の給付金というものはほかに例はないといふべき聞いておりますけれども、そういうことで一概に低いかどうかという比較はちょっと困難であるかと思います。

ただ、我々としましては、この支給額につきましてはこの制度が創設以来ほとんど毎年のように消費者物価指数の上昇率であるとか國家公務員のベースアップの率であるとかこういうことを参考いたしまして単価の増額を図っております。現に、昭和六十三年度、今年度におきましても国家公務員のベースアップ率、これを参考としまして支給単価の増額を図つておるところでござります。

○中西珠子君 駐留軍関係の従業員といふのは非常に特殊性があつて先ほどもちょっと出ました高齢化が進んでいます。また職種が細分化している、単能化しているというふうなことのため、非常に離職者の就職は難しいということを聞いておりますが、どのようなところに再就職しているのか。

そこで、過去約五年間の状況を申し上げますと、昭和五十八年の四月以降六十二年の十一月末までの間に離職者の再就職の状況でございますが、その間に公共職業安定所に新規に求職を申し込みをされた離職者が三千六百三十八人でござります。このうちその就職指導期間中に再就職をされました方、いわゆる手帳を持つて安定所にお見えになつて就職指導を受けられる間に再就職をされました方が三百六十人でございます。そこで、現在なお千五百二十六人の方が安定所に求職中といふことでございます。

なお、再就職されました方の内訳でございますが、民間企業へ就職されました方が二百六十二人、官公庁へ就職されました方が四十四人、なお

自営業を開始されました方が五十四人、こういう数字になっております。

○中西珠子君 駐留軍関係の離職者は非常に高齢者が多いということもありまして就職が困難という状況を今如実に数字でお示しいただいたと思うわけでございますが、そういった実情にありますから一層再就職の促進のため、あっせんのために御努力いただきたいし、また既設の援護措置を一層拡充して効果的な運用を確保していただきたいと思います。

次に、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を五年間延長する理由について伺いたいと思います。

○政府委員(佐藤仁彦君) 国際協定の締結等に基づきまして実施される漁船に伴いますところの離職を余儀なくされた漁業従業者につきましては、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づきまして、失業期間中の職業の安定と再就職の促進に努めるため特別な措置を講ずることにいたしておりますが、これまでそれなりの効果を上げてきたところでございます。

最近の事情を見ましても、我が国の漁業をめぐる国際環境を見ますと、米国及びソ連の二百海里水域内において漁獲量割り当ての削減等漁業規制の強化が懸念されるなど、依然厳しい状況が続いているおります。したがいまして、引き続き漁業離職者が発生することが予想されるわけでございまして、これが発生することを防ぐために何らかの措置を講じることになります。

そこで、この問題をめぐる国際環境を見ますと、米国及びソ連の二百海里水域内において漁獲量割り当ての削減等漁業規制の強化が懸念されるなど、依然厳しい状況が続いていることはございません。

及びソ連の二百海里水域内では漁獲量の割り当て量の削減など、非常に漁業規制が強化される傾向にあると素人ながら考るわけでございます。

○説明員(上木嘉郎君) お答え申し上げます。

「一百海里体制に突入いたしましたのが昭和五十年でございますので十年余りを経過したわけでございますが、我が国の漁業をめぐりますところの国際環境は非常に厳しくなっておりまして、米ソを始めとした沿岸国は自分の国の一

海里内の漁業資源を自国の水産業なり水産加工業の振興に資するべき資源だ、こういう位置づけを強めておりまして、入漁料の引き上げだとあるいは漁獲割り当て量の削減だとかこういうような国際規制を強化してきておるわけでございます。

また、そういう一百海里内だけではなくて公海につきましても、サケ・マスのような遡河性魚種についての資源管理を強化するとかあるいは環境保護の観点から海産哺乳動物とか海鳥の保護を目指した規制をする動き、さらには公海の底魚資源についても資源管理を強化するというような動きが出てまいつておるわけでございます。

私どももいたしましては、そういう厳しい国際環境のもとではござりますけれども、有効適切な資金協力あるいは技術協力と、いろいろものを見通しを立てることが極めて難しい状況にござりますので、過去におけるこの法律の有効期間の延長の経緯に倣いまして五年間延長するということをおこなうわけございますが、延長の期間につきましては、今後長期間における国際協定等の動向を見通しを立てることが極めて難しい状況にございました。

今後の見通しについては、相手国のあることでござりますしなかなか難しいわけでございますけれども、私どももいたしまして、漁業者なり漁業従事者の経営の安定あるいは生活の安定という観点から最大限の努力を傾注していくかと考え

○中西珠子君 相手のあることですから非常に見通しは難しいということではありますけれども、我が国の漁業の見通しというものは非常に暗いのではないかと私は実は思っているわけなんですね。それで、漁業関係の離職者というのはこれからますますふえていくのではないかと思いますので、そういう人たちに対するやはり援護措置といふものは大いに考えていただきなくちゃいけないし、また国際的な交渉においてはなるだけ日本の立場をはっきりとおっしゃって頑張っていただきたいと要望いたします。

特定漁業離職者求職手帳の現在の発給状況というのはどういうふうになっていますか。また、再就職状況というのはどのようになっていますか。

○説明員(廣見和夫君) 特定漁業離職者求職手帳の現在までの発給件数、昭和五十五年度から昨年十二月末までの累計を申し上げますと、四千六百三件の登録となつております。

この方々につきまして、就職された件数千八百四十という件数になつておるわけでございます。

○中西珠子君 どういうところに就職したかわかりますか。

○説明員(廣見和夫君) この漁業離職者の方々、大体、再び漁業あるいはほかの海運業に船員として就職を希望される方が一般に多くございまして、数から言えどもそういう方の方が多いわけでございます。

私は労働省といつしましては、公共職業安定所の方で陸上部門に職業の転換を希望される方々に対しまして就職のあつせんをお世話しておるわけでございますが、その職種を見てみると、やはり建設業関係あるいは水産加工業関係が多くなつておるようでございます。

○中西珠子君 この漁業離職者対策につきましても、また駐留軍離職者対策につきましても、労働省と関係各省庁が緊密な連携をとつてやつていただきたい、大いに対策を効果的に行つていただきたいと要望いたします。

円高の定着、企業の海外進出の増加、技術革新

の進展また産業構造調整の進展などによつて雇用をめぐる環境是非常に厳しいものがあると思いますが、産業経済政策の中ににおける雇用対策はますます重要性を増しております。

御高承のとおり、日本はILOの百二十一号条約、雇用政策に関する条約を二、三年前に批准いたしましたが、この条約は、加盟国は、経済成長と経済発展を刺激し、生活水準を向上させ、労働力需要を満たし、失業と潜在失業を克服するため、主要目標として、完全であり、また生産的であり、かつ自由に選択のできる雇用を促進する、そういった総合的な雇用対策を積極的に宣言し、また追求するべきものである、としております。

このような条件を満たした産業経済政策と有機的に結びついた雇用対策を積極的に効果的に推進していただきたいと思ひますが、大臣の御決意を伺いまして私の質問を終えます。

○國務大臣(中村太郎君) お説のとおりだと思っておるわけでございます。

労働省の本来の使命でございまする労働者の生活の安定あるいはより一層の福祉の向上といふことから申し上げましても、このことは労働省だけの力で果たせるものではございません。国の経済運営あるいは産業政策とともに相まってその目的は達成することができると思うわけでございまして、その意味では、今まで通産省とか建設省といふようなところとは定期的な大臣を含んでの会議を開いておりますけれども、お詫びがありましたように運輸省ともあるいはその他の省庁とも事務局では常に緊密な連絡を持つておるわけでございます。

今後の構造調整期におきましても、御指摘のように雇用の安定が最大の国民的な課題であり、こなため適切な経済運営と相まって雇用政策の果たす役割はますます大きいものと認識をいたしております。このような観点から、構造調整期における雇用の安定を確保するため六十三年度におきましても御承知の産業・地域・高齢者雇用プロジェクトを推進することとしておるわけでございます。

そこで、同僚委員からも既に質疑もございました

私、中長期的な観点からの雇用対策の基本的な方向づけを図るために昭和六十三年度から六十七年度までを計画期間とする第六次雇用対策基本計画を新たに策定することとしておりまして、現在鋭意検討を進めておるという状態でございまして、御指摘につきましては十分精いっぱいの努力をいたす所存でございます。

○中西珠子君 ありがとうございました。

私の質問を終わります。

○斎藤タケ子君 それでは、特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の改正案についてお伺いをいたいと思います。

〔委員長退席、理事曾根田郁夫君着席〕

私は労働省のいわゆる失業の予防あるいは雇用の維持のための努力等々で随分いろいろ御苦労されていることをかねがね見ておりまして、いつも思ひますけれども、内外の国際情勢あるいは我が国の経済動向の変更に従つて、働く人たちという

のは木の葉のよう振り回されている、労働省の施策というのは大体そういう振り回されている働く人々の後追いの施策にならざるを得ないと

いふようなところとは定期的な大臣を含んでの会議を開いておりますけれども、お詫びがありましたように運輸省ともあるいはその他の省庁とも事務局では常に緊密な連絡を持つておるわけでございます。

特例事業所としてどうものがあるかという点でございますが、先ほど職業安定局長が三つの類型に分けて示示的に御説明申し上げましたが、一つは特定不況業種に準ずる状況にある業種に属する事業所、それから二つ目が海外進出をした企業の関連下請事業所、三つ目が貿易事情の著しい変化により特定の仕向け地への輸出量が減少している事業所、そういうものが例として挙げられます。しかし、そうした事業所に対しまして失業の予防をを中心とする措置を講じようということでございます。

具体的に失業の予防を講ずるための措置としてどのようなものがあるかということでございますが、その事業所が事業転換によつて抱えております。特定不況業種以外の事業所においても、労働大臣が認定した一定の事業所を特例事業所としてこれを対象とするという点が新たに改善措置として加えられたという点で、これは大変複雑多岐にわたる状況の中での対応として措置をとられようとするということでございます。

そこで、同僚委員からも既に質疑もございました

たけれども、私も、労働大臣が認定をする特例事業所というのはどういうものなのか、そしてこれはどういう対策をとるのか、認定の基準をどうしていくのだろうかという点が今日の複雑多岐にわたり情勢の中で非常に大事な点だと思いますので、その点をまずお伺いをさせていただきたいと思います。

○政府委員(佐藤仁彦君) 先ほど来この問題につきまして論議を重ねておりますので御承知だと思いますが、特定不況業種に属している事業所ではないけれども特定不況業種に属している事業所と同じように雇用面で厳しい状況に置かれ雇用調整の実施を迫られているような事業所があつた場合に、これに対しまして失業の予防に関する措置を講じたい、そういう観点から個別事業所を認定し特例事業所としてこの法律に定める失業予防の措置をとれるそういう特例事業所制度を設けようとしているわけでございます。

特例事業所としてどうものがあるかという点でございますが、先ほど職業安定局長が三つの類型に分けて示示的に御説明申し上げましたが、一つは特定不況業種に準ずる状況にある業種に属する事業所、それから二つ目が海外進出をした企業の関連下請事業所、三つ目が貿易事情の著しい変化により特定の仕向け地への輸出量が減少している事業所、そういうものが例として挙げられます。しかし、そうした事業所に対しまして失業の予防を中心とする措置を講じようということでございます。

具体的に失業の予防を講ずるための措置としてどのようなものがあるかということでございますが、その事業所が事業転換によつて抱えております。特定不況業種以外の事業所においても、労働大臣が認定した一定の事業所を特例事業所としてこれを対象とするという点が新たに改善措置として加えられたという点で、これは大変複雑多岐に

わたる状況の中での対応として措置をとられようとするということでございます。

そこで、同僚委員からも既に質疑もございました

特例事業所における雇用者の失業の予防を図りたいというふうに考えておるわけでござります。

○**菅脱タケ子君**

私は、新しくそういうことで踏み出されたのはやはり今日の多様な状況に対応していくためになされたものと思われますが、しか

しこういう施策は本当にしゃくし定規でなくて実効のあるものにしていくためには運用のあり方が非常に大事じゃないかと思うんですね。

今までのやり方というのは私は余り彈力性があると思わないものですから、そういう点でこういうふうに踏み出した以上はそういう彈力性のある運用のあり方というものに踏み出していくだけるよう、実効を本当に上げられるようにしてもらいたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○**政府委員(佐藤仁彦君)** 私ども、こういう制度が創設されましたならば、それが実効性を上げて失業の予防に本当に役立つようにしていかなければなりません。

そういう意味におきまして、制度の持っている本末の趣旨を踏み外すことなく、その中で彈力的かつ機動的な運用を図るべきことと考えております。

○**菅脱タケ子君** 時間が余りありませんから、かねがね私自身が若干の意見を持つている点を出していきたいと思います。

例えば、経済の動向に従って構造調整などが急速にやられていく、そういう中での雇用調整の問題といふので雇用調整助成金などが大変大幅に運用されているわけですね。雇用調整助成金の支給状況を見て感じるところがありますのでちょっと尋ねたいと思うんです。

八七年度の雇調金の全体の支給額というのは、これは労働省でいただいた資料だから間違いないと思いますが、二百八十一億円。そして全産業に対する支給額は二百四十億円、そのうち鉄鋼が百二十九億円ということのようですが、間違ひありませんか。

○**政府委員(佐藤仁彦君)** ただいま御指摘になりました数字、六十二年の四月から六十二年の十二

月までの支給状況の数字とかと存じます。なと思ってて、鐵鋼五社の従業員の動向を見てみた。鐵鋼五社の従業員の増減数というのを、これは私も会社四季報とか東洋経済等の資料ですと拾い上げてみたわけです。そうしますと、これは鐵鋼五社関係で一九七五年から八七年までの十二年間に五万三千三百七十五人が減っているんですね。これも減っているのと違うかなと私実は思つた。といいますのは、いわゆる五ヵ年計画で四万五千人減らすというのを、何かこれどうなるのかなという感じもしているんですが、我々の方で拾い上げた統計ではそうなつていています。逆に、これら鐵鋼五社が海外進出をして海外でふえてる労働者数というのが、これも我々のそういう関係の資料、通産省の資料なども参考にして調べてみましたところが二万三千五百七十七人海外ではふえてるんですね。

これは、数字は大きく間違つていいですか、ちょっと数字だけ確認をしておきたいんですが。○**政府委員(佐藤仁彦君)** 鉄鋼大手五社においてここ十年間で約五万人程度の減少になつていています。私も記憶いたしております。

海外の数字につきましては、突然のお尋ねでございまして、私ども承知いたしておりません。そういう観点じやなくて、五万三千人も労働者が減らされて、海外で二万三千人ふえているということになりますと、国内の労働者の五万三千人が減らされているわけでしょう。それらに雇調金等を支給して確かに生首は切つていなければ、も、それらは雇用の維持に役に立っているのかといふ、長期的に見たら非常に労働条件の低下その他雇用不安等にさらされる状況にあるわけです。

特に、鐵鋼五社の場合は昨年からですね、特定不況業種に指定をされたのは。そういうわざかなとして、雇調金だけを見ましても全産業の二分の一がここに支給されている。

特によく、鐵鋼五社の大手ある企業のすさまじい合理化でどんどん人を減らして、それで海外進出をやって産業空洞化で大騒動、後始末もしなくならないという状況に置かれているわけです。だから、例えば雇調金がどこかと使われているけれども、これは大企業や

用のやり方というのが本来の任務に十分合致しているのかなというのがちょっとよくわからない。判断に迷います。

そういう点については、労働省、どういうふう

にお考へになつておるのか、まず御見解を伺いたいわけです。

そういう点については、労働省、どういうふう

めでいる。

ところで、それじゃ鐵鋼がどうなつていてか

が、時間が余りましたから何とも十分論議できません。けれども、例えば去年の六

月に鐵鋼は特定不況業種に認定された。それでどちらと雇調金がふえているんですね。ふえるはずなんで、認定を六月にされて、去年の九月には二

万一千人の出向をさしているんですね。だから、すぐにそなうに活用されていっているとい

うこととは、それはそれなりに、労働者の給与は下

がつたとしても、生首は切られていないというこ

とに中途半端な格好だけれどもなつていてるわけです。

〔理事長根田郁夫君退席、委員長着席〕

ところが、それじゃ中小企業なんかだつたらどうなつていてるか。

私は、今度の改善点でも、それから特例事業所の問題でも特に中小企業対策の問題を念頭に置かれていると思うんですが、中小企業の場合は從来の施策では大変困難であったと思うんです。私は具体的な例を出してとやかく言う余裕もありませんけれども、円高不況が急速な中で特に中小

零細企業というのは随分困つたんですね。転換事業を通産省がやると言うと言つたら、企業転換やらなかつたらそれはあか

ねのだと。それじゃせめて労働省の雇調金でも何とかならぬかと言うても、それはやっぱりあい

が悪いんだというようなことで、随分努力をして

いる中小企業、零細企業等多く知つております

が、それらは随分積み残されている。それで結果としては労働者が首を切られていつていてるという事態があります。

例えば、公式の席上だから名前を出していいかどうかわからぬですけれども、ある音響関係の労働者三百人ぐらいのそういう中企業がラジカセとかテープレコードなどをつくっていた。家電の

音響製造業種というのはC.D.コンポが好調だったために結局は全体として好況業種だという認定をされて、音響の中でも余り売れなかつたラジカセとかテレコなどをつくっていたこの業種は結局適用されないということになつた。この会社なんかを見ていてわかつたんですが、労働組合もその事業主も、何とか首を切らないでやつていただきたいと話し合つて大変協調してやつていた。しかし、どうにもならないというので、最近は、大阪の工場を売り払つてそして韓国へでも出かけていつてそこで製造しようかというふうなところまで来ているという事態などもあるんです。私は、それにについての意見を聞こうと思っていないのです。どういう事態が現実にあるかということを申し上げようと思っているんです。

もう一つは、これも小さな企業ですが、建築金物の企業なんです。この企業は昭和四十年から四十六年まで輸出貢献企業としてずっと表彰を受けってきた。六十年の二月から六十一年の一月まではまだ売り上げをほぼ維持していたんです。ところが、六十一年の二月から六十一年の一月になつたら、売り上げが六割にがたんと落ちているんですね。そういうことなのでここも何とか首は切りたくない、労働者の雇用を維持したいということでもいろいろと御苦労されたんすけれども、国内では建築金物というのは大体不況業種ぢやないんですね。なぜそうなつているかといふと、売り上げの七五%から八〇%が輸出なんです。大体輸出貢献企業として表彰されたような企業だから、急激な円高で輸出がどんどん減つて、今では二五%に落ちているんです。国内の市場を開拓するための息をつく間何とかならないかというのでいろいろやりましたけれども、企業転換できないわけですね。その企業はやりたいわけですが。そういう場合もついに救済されなかつた。ここも三分の一の労働者の首を切るというふうな事態が起こりました。

弹力的な運用というのは極めて大事だ、本当に労働者の失業の予防と雇用維持の実効の上がるようにならなければいけないということを最初に申し上げましたが、今日の情勢の中でこういうことは非常に大事だと思いますので、せっかくの法改正でございましてのでひとつこの点については大臣の御決意を最初にお伺いをしておきたいなと思うのです。

○国務大臣(中村太郎君) 今、先生のお話を承りながら、なるほど彈力性のあるきめ細かい配慮をしなければいけないなということは痛感をいたしましたわけでござります。

今、雇用調整助成金制度というのは、産業構造の変化等を背景に、事業主が事業規模の縮小等を余儀なくされる場合において、関係労働者の失業の予防を図ることを目的とするものであります。小企業事業主を初めてできるだけ広く適用され、利用されることが望ましいと考えておるわけでござります。

今回の法改正においては、先ほども申し述べたとおり、特定不況業種以外の業種の事業主であっても、雇用調整を余儀なくされるおそれがあると認められる一定の事業所を特例事業所として法の対象にする、ここが今のお話のような場合の一つの救済の措置ではないかと思うわけです。特定不況業種事業主の関連下請事業主の範囲を拡大し、第二次下請事業主も法の対象とすることとしたところです。

あわせて、雇用調整助成金制度や新たに設けられる助成金制度の趣旨、内容等周知徹底に銳意努力をしてまいりますとともに、これら助成金制度が中小企業事業主を初めとする適用対象事業主において積極的に活用されるようPR、周知徹底を図つてまいりたいと考えております。

○省脱タケ子君 それは大臣の御決意のようにせひ御推進をいただきたいと思います。

そういう点で、率を見ましても失業率がやや下がってきつたるんですが、しかし高齢者の有効求人倍率は依然として悪いんですね。これは失業率も平均より大分悪いわけですから、私は、高齢者雇用についての特段の配慮、対策、あるいは労働省が持っているもうものの機能を十分に活用して、大いにこの点については進めていただきたいなと思っています。

多くを申し上げる余裕はありませんので、具体例だけを一、二申し上げたいと思うんです。

例えば、こんなことで御理解を賜りたいんです。が、鉄鋼大手五社、大きいところだから話がわかれやすいから鉄鋼を出しておるんですが、鉄鋼大手五社の定年延長の一時停止問題というのがあります。鉄鋼大手は、本来で言えばことしから六十年間定年をやるということであったのが、向こう三十年間五十九歳で凍結するということになったんですね。労働者はそれなりにみずから的人生設計というのを持つていてますから、計画を大変狂わされたということで怒つておるわけです。こういう状況にあり、しかも五十九歳定年を凍結してやると、いうので五十八歳になると大体一年間の休業と教育期間ということになるんですね。そうなると給料ががたんと減るわけです。

これは新日鉄の例ですが、大体、休みの日は給料は出さぬでよろしいという計算になるものだから、例えば五月みたいに休日の多い月は六〇%を割るというんです。そういう大変な状況になつているわけです。こういう鉄鋼大手の定年制の一時ストップというのは六十歳定年の法律の趣旨にも反するのだから、これはひとつ解決をするべきではないかと思いますし、労働省も御指導なさるべきではないかと思います。

というのは、一つは、さつきもちょっとと局長も言われたように、鉄鋼の景気が急速にまた変わつてきて好況化しています。そういう状況がありまづから、ひとつぜひやってもらいたいなと思うんです。鉄鋼の景気の動向というのは物すごい急で

伝をしていましたが、昨年からことしにかけてはもう既に六百億の黒字基調だということが新聞等でも盛んに言われておりますし、社内でも言われているようござります。ですから、そういうことで定年延長でもやれば、これは高齢者雇用を救済できるのじゃないかと思うんです。

もう時間がありませんから、特にこうしたこと意を用いていただきたいと思うことを二、三申し上げておきたい。なぜかといいますと、定年延長の凍結で、例えば八幡で見ますと、それだけで五百人の人がやめている、首になつて、薄板総合管理システムといふ製造技術の導入によるこの合理化で二百人減つて、フル生産の中でこうやって人を減らすわけですから生産が追いつかなくて、これも報道されておりますが五千トンの生産のおくれが出た、二万トンの注文を断るというような事態が出てます。これは御承知だろうと思うんですね。知らないから調べてもうた らよろしいが、こういうことで人を減らして生産が追いつかなくて、生産のおくれが出るあるいは発注を断らなきゃならないというふうなことになつて、そうしたら、おる労働者はどんなことになるかといつたら労働強化、大変な生産増加ですから超々過密労働、長時間労働が強いられるということになつて有給休暇もとれないと、いうふうな状況に追い込まれた。

そういう結果は、労働災害が激発をする。何か、鉄鋼は随分死亡事故が多いですね。私も調べてみて驚いた。こういう問題は別の機会にまたお伺いしたいと思っておりますが、鉄鋼関係では昨年一年で九人の死亡事故が起つて、いる。さらにことしに入つて現在までまた九人になつてい るというわけですから、こういう事態、矛盾が職場の労働者の中にも出てきてしまつて、いるわけです。こういうところでは定年延長はまず早く凍結をやめて、御指導のとおり六十歳をぜひ早くやりなさい、そして労働時間の短縮等についてもこれ御指導のとおりに実現をさせられるように、有





支払う手当に要する費用に充てるための助成金の支給であります。

その三は、事業主が冬期に専ら惡天候等によりやむを得ず業務に従事させることができなかつた労働者に対して特別に支払う手当に要する費用に充てるための助成金の支給であります。

その四は、以上の費用以外の冬期に特定業種に属する事業を行うため特に必要となる費用に充てるための助成金の支給であります。

第三に、特定業種に属する事業を行う事業主に特定地域内で季節的に雇用されていた労働者に対して、通年雇用を容易にするため必要な知識及び技能を習得させるための講習であつて、二十日以上期間にわたつて実施されるものを行うとともに

に、当該講習を受けた日数が二十日以上ある者に対して給付金を支給することとしております。

第四に、右の季節的に雇用されていた労働者に対して生活指導、健康相談、健康診断等これら季節労働者の通年雇用の促進及びその生活の安定に関し必要な措置を講ずることとしております。なお、以上述べました第二から第四までの施策につきましては、雇用促進事業団にこれを行わせることとし、国はこれらに必要となる費用に相当する金額を当該事業団に交付することとしております。

統いて第五に、国、地方公共団体及び特殊法人は、公共事業を計画実施するに当たつては、特定地域内の特定業種に属する事業分野における通年雇用の促進について配慮することとしております。

なお、この法律は公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げて、提案の理由にかえます。

以上であります。  
ありがとうございました。

○委員長(関口 恵造君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日譲ります。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後零時五十四分散会